

東海市告示第60号

令和6年度東海市高齢者健康増進施設利用補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市高齢者健康増進施設利用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、株式会社コパン（以下「事業者」という。）が運営するコパンスポーツクラブ東海（以下「健康増進施設」という。）を利用する高齢者に対し、東海市高齢者健康増進施設利用補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、高齢者の健康の維持及び増進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 65歳（令和6年度中に65歳となる場合を含む。）以上であること。
- (3) 健康増進施設の会員であること。
- (4) 市が実施する健康応援情報提供事業の利用者又は令和7年3月31日までに当該事業を利用する旨の意思の表示をした者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が会員として健康増進施設を利用した月（以下「補助対象月」という。）に係る会費の額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象月1月につき1,000円とする。

(補助対象者の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、最初の補助

対象月の前月の末日（４月にあつては、令和６年４月１５日）までに補助対象者認定申請書を市長に提出しなければならない。

（補助対象者の認定及び通知）

第６条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助対象者として認定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（届出）

第７条 前条の規定による認定を受けた申請者（以下「認定者」という。）が、第２条各号に掲げる要件を欠くこととなつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第８条 認定者は、補助対象月分に係る補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる補助対象月分の区分に応じ、当該各号に定める期日までに補助金交付申請書兼請求書に実績報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和６年４月分から令和７年２月分まで 当該補助対象月の翌月２０日
- (2) 令和７年３月分 令和７年３月３１日

（補助金の交付決定及び通知）

第９条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該補助対象月分に係る補助金の交付を決定し、その旨を認定者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第１０条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１１条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としての認定若しくは補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第２条第４号に規定する意思の表示をした認定者が、その意思に反して健康応援情報提供事業を利用しないとき。
- (2) 第７条の規定による届出があつたとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

(4) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(委任)

第12条 補助金の交付申請、受領、返還その他の手続については、事業者が認定者からの委任を受けて一括して行うことができるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。